

白井市障害者計画（素案）

令和●年●月

白井市

目次

第1章序論	1
1 計画の策定、趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画策定の体制	6
第2章 障がいのある人の現状	7
1 障がいのある人等の状況	7
(1)手帳所持者の状況	7
(2)難病等疾患患者数の状況	8
(3)障害支援区分認定の状況	9
(4)周辺自治体との比較(令和6年3月末時点)	9
2 現計画の評価	11
3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点	13
(1)アンケート調査の概要	13
(2)ヒアリング調査の概要	13
(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ	15
4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 計画の目標像	24
2 計画の基本方針	25
《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進	25
《基本方針2》社会参加の支援・促進	26
《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進	27
3 計画の体系	28
4 重点施策	29
(1)白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実	29
(2)交流や理解、意見交換のための活動の支援	29
(3)障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり	29
第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画)	30
1 地域での自立生活への支援の推進	30
(1)相談体制の充実	30
(2)情報提供手段の充実	33
(3)権利擁護体制の充実	36
(4)交流や理解、意見交換が行える地域づくり	38
(5)福祉サービスの充実と福祉人材の確保	40
(6)保健・医療サービスの充実	42

2 社会参加の支援・促進	45
(1)障がい児の保育・教育の充実	45
(2)就労の支援・促進.....	47
(3)各種活動の支援・促進.....	49
(4)文化・芸術・スポーツの振興	50
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	52
(1)福祉活動の促進	52
(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進.....	53
(3)防災・防犯対策の推進.....	55

《「障害」の「害」の字等の表記について》

本市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

第 1 章 序 論

1 計画の策定、趣旨

本市の障害者計画は、平成9年3月に「白井町障害者計画」としてはじめて策定されました。平成14年度には同計画の中間見直しを行い、平成19年3月には、障害者自立支援法により市町村障害福祉計画の策定が義務化されたため、従来の障害者基本法に基づく障害者計画と一体となった白井市障害福祉プラン(白井市障害者計画・第1期障害福祉計画)を新たに策定しました。

その後、平成24年に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*1が施行され、平成25年には、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*2に改正施行、平成26年には障害者権利条約の批准や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律*3が制定されるなど、障がい者福祉が大きな転換期にきたことを踏まえ、平成28年3月に「白井市障害者計画2016-2025」を策定しました。

本計画は令和2年度に、障害福祉に関連する社会情勢の変化や、障がいのある人の人数増加等に対応するため、「白井市障害者計画2016-2025」中間見直し版を策定しました。

このたび、「白井市障害者計画2016-2025(中間見直し版)」の計画期間が令和7(2025)年が最終年になるため、令和7年4月に保健福祉センター内に、「白井市基幹相談支援センター」がオープンするなどの変化を踏まえ、令和8年を初年度とする「白井市障害者計画2026-2032」を策定します。

*1 以下、障害者虐待防止法と記載します。

*2 以下、障害者総合支援法と記載します

*3 以下、障害者差別解消法と記載します。

表 白井市障害者計画のあゆみ

年月	計画名	概要	備考
平成9年 3月	白井町障害者計画－ 理解と参加による社会 づくりをめざして－	基本理念は「誰もが社会に参加 し、一人ひとりが自らの生き方を主 体的に選択し決定できる社会の実 現」	白井市(町)ではじめての障 害者計画
平成 14 年	白井市障害者計画(中 間見直し)	「白井町障害者計画」の中間見直 し(平成 13 年 4 月 1 日に市制施 行)	
平成 19 年 3月	白井市障害福祉プラン (白井市障害者計画・ 第1期障害福祉計画)	障害者自立支援法で新たに策定 が義務づけられた市町村障害福 祉計画(第1期)を含む計画	支援費制度(平成 15 年～)、 障害者自立支援法に基づく3 障がい(身体、知的、精神)が 一元のサービス体系に移行 (平成 18 年～)
平成 27 年 3月	白井市障害者計画 2016-2025	白井市障害福祉プランのうち、障 害者基本法に基づく障害者計画に かかる部分の改定	平成 24 年 障害者虐待防止法 平成 25 年 障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律 平成 25 年6月 障害者差別解消法 平成 26 年1月 障害者権利条約の批准
令和3年3 月	白井市障害者計画 2016-2025(見直し 版の策定)	白井市障害者計画 2016-2025 の中間見直しとして策定	

表 近年の障がい者施策の動向

年	動向	主な内容
平成 24 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)施行	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置等を定めている。
平成 25 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行	障害者自立支援法に代わり制定された。障がいの対象に難病が加わった他、各自治体が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態で効率的・効果的に行う事業として、「地域生活支援事業」が位置づけられた。
平成 26 年	障害者権利条約の批准	各種障がいに関する法律の整備が進んだため、平成 25 年 12 月に障害者権利条約の締結が国会で承認され、平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、条約の締結国となった。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的とし、行政機関や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者の要望に基づき、「合理的配慮の提供」を行うことが定められた。
平成 30 年	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律	障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るものとして施行された。
令和 3 年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(社会福祉法の改正)の施行	「包括的な相談体制の整備」が位置づけられ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築支援や、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進などが定められた。
令和 5 年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもにまつわる行政の担当を一本化し、幼児期までの健やかな成長のための環境づくりや、子育て家庭への支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する行政機関として設立された。同年 12 月には、少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの大綱を束ねた「こども大綱」を策定した。

年	動向	主な内容
令和5年	こども基本法の施行	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めるために施行された。
	地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現の推進を目的に施行された。同法に基づき、自治体では、認知症施策推進基本計画の策定が定められた。
令和6年	改正住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行	住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、居住サポート住宅の認定制度等が定められた。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、及び障がい者の就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられた。
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活や社会生活において孤独を感じている人や、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みについて定められた。

2 計画の性格と位置づけ

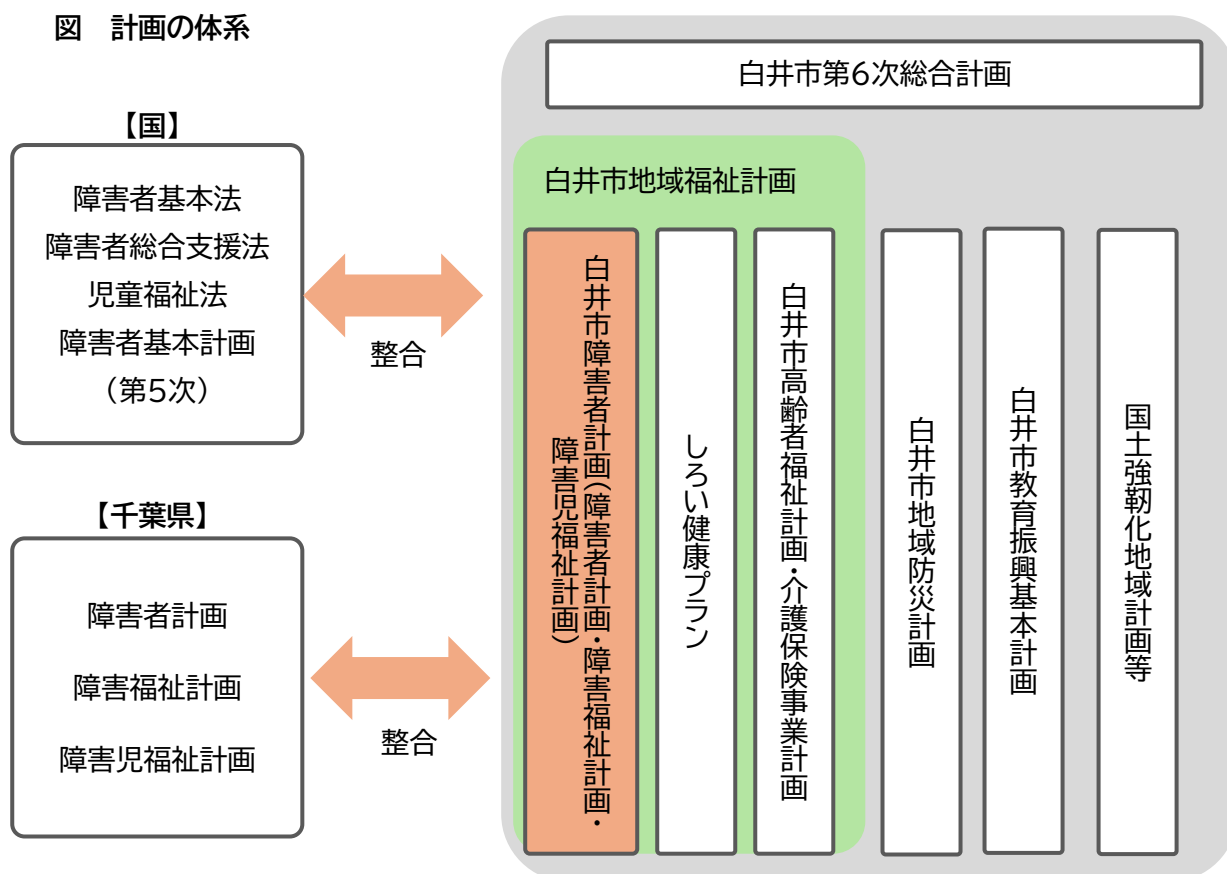
◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

※障害者基本法第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

白井市第6次総合計画（前期基本計画の期間：令和8～12年度）及び白井市地域福祉計画の個別計画として策定します。

また、国の障害者基本計画に位置づけられた6つの横断的視点、11の基本的な方向をはじめとして、千葉県障害者基本計画や、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

図 計画の体系



【参考】 〈障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画〉

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
主な内容	障がい者のための施策に関する 基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の 確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期

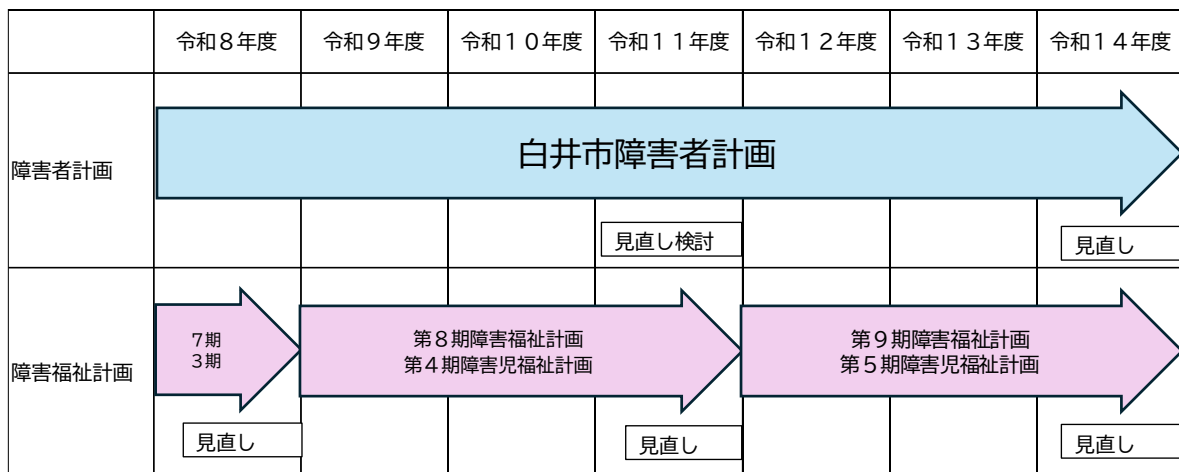
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。「白井市障害福祉計画・障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

また、評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。

ただし、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他の重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、市は、白井市障害者計画等策定委員会(同委員会が設置されていないときは白井市地域自立支援協議会)の意見を聴いたうえで必要最低限の変更を行うものとします。

図 計画対象年度



4 計画策定の体制

本計画策定に当たっては、策定委員会や庁内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や障がい者団体等へのヒアリング等を実施することで、課題の把握に努めました。

第 2 章 障 がいのある人の現状

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の令和6年における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が 1,705人で、総人口62,364人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ2.7%、療育手帳(知的障がい)は495人で総人口のおよそ0.8%、精神障害者保健福祉手帳は609人で、総人口のおよそ1.0%となっています。なお、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は1,073人で、総人口のおよそ1.7%となっています。

知的、精神障がい者とも、手帳所持者数が増加傾向です。また、身体障害者手帳は、令和5年度に、死亡等の職権一括削除による調整が行われました。

■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～ (単位：人)

	身体障がい者総数	視 覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢 体不自由	内 部障がい	知的障がい者総数	精神障がい者総数(手帳所持者)
令和2年度	1,660	93	134	25	800	608	400	434
令和3年度	1,706	92	141	24	810	639	414	499
令和4年度	1,753	98	149	22	827	657	450	532
令和5年度	1,686	98	141	18	779	650	473	563
令和6年度	1,705	101	147	22	775	660	495	609

資料：白井市障害福祉課

■障がい者（児）数 ～種類・程度別内訳～ 令和6年度 (単位：人)

●身体障がい

級 別	人 数	比 率
1 級	608	35.7%
2 級	248	14.5%
3 級	223	13.1%
4 級	440	25.8%
5 級	83	4.9%
6 級	103	6.0%
合 計	1,705	100.0%
(うち障がい児)	41	2.4%

年 代	人 数	比 率
18歳未満	41	2.4%
18歳以上40歳未満	108	6.3%
40歳以上65歳未満	384	22.5%
65歳以上	1,172	68.7%
合 計	1,705	100.0%

資料：白井市障害福祉課

身体障害者手帳の等級をみると、1級が全体の35.7%を占めており、最も高くなっています。また、年齢別では65歳以上の方の比率が68.7%と最も高くなっています。

●知的障がい

	軽度	中度	重度	合 計	比 率
18歳未満	96	33	42	171	34.5%
18歳以上65歳未満	111	83	119	313	63.2%
65歳以上	2	2	7	11	2.2%
合 計	209	118	168	495	100.0%
比 率	42.2%	23.8%	33.9%	100.0%	

資料：白井市障害福祉課
(令和6年度末現在)

療育手帳所持者の手帳の程度は、軽度が42.2%と最も高くなっています。また、年齢別では18歳以上65歳未満が63.2%と最も高くなっています。

●精神障がい等

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者							
	1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上65歳未満	65歳以上	総数
1,073	65	372	172	609	26	515	68	609
-	10.7%	61.1%	28.2%	100.0%	4.3%	84.6%	11.2%	100.0%

資料：白井市障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の程度は、2級が61.1%と最も高くなっています。また、年齢別では20歳以上65歳未満が84.6%となっています。

(2) 難病等疾患数の状況

本市が把握している、令和6年度における難病等疾患患者数は、特定医療費(指定難病)の受給者証所持者が448人、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が42人です。

特定医療費(指定難病)の受給者数は増加傾向であり、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はやや減少傾向となっています。

■「難病等受給者証」所持者数

	所持者数 (人)	うち「小児慢性特定疾患医療」(人)
令和2年度	405	62
令和3年度	377	51
令和4年度	410	51
令和5年度	437	49
令和6年度	448	42

資料：印旛保健所事業年報

(3) 障害支援区分認定の状況

障害支援区分の認定者数は、増加しており、令和6年度では218人となっています。区分別では、いずれの年度も、最重度である「区分6」の人が最も多くなっています。

単位：人

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
令和 2 年度	3	27	42	28	21	51	172
令和 3 年度	3	37	35	37	23	53	188
令和 4 年度	2	38	37	34	28	54	193
令和 5 年度	2	42	38	38	27	58	205
令和 6 年度	2	55	38	34	27	62	218

資料：白井市障害福祉課

(4) 千葉県との比較（令和 6 年 3 月末時点）

① 人口に占める身体障害者手帳の所有率

身体障害者手帳の所有率をみると、本市は県全体と比較して、18～39歳の手帳所持率が0.94%となっており、千葉県全体の0.60%と比較して、0.34ポイント高くなっています。40歳以上及び全体の割合は県平均より低くなっています。

級数では、1級では40歳未満では県平均より高く、特に18～39歳では0.9ポイント高くなっています。

	合計				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.37%	0.60%	1.80%	7.23%	2.81%
白井市	0.39%	0.94%	1.72%	6.52%	2.69%
		↑	▼	▼	▼

	1級					2級					3級				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.20%	0.24%	0.69%	2.45%	1.00%	0.05%	0.11%	0.33%	0.93%	0.40%	0.05%	0.09%	0.22%	1.14%	0.42%
白井市	0.28%	0.33%	0.67%	2.17%	0.96%	0.02%	0.18%	0.35%	0.78%	0.38%	0.04%	0.12%	0.13%	0.99%	0.35%
	↑	↑		▼			↑		▼				▼	▼	▼

	4級					5級					6級				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.03%	0.09%	0.34%	2.02%	0.70%	0.01%	0.04%	0.11%	0.31%	0.13%	0.03%	0.04%	0.10%	0.38%	0.15%
白井市	0.02%	0.16%	0.33%	1.94%	0.70%	0.01%	0.08%	0.15%	0.24%	0.14%	0.04%	0.07%	0.09%	0.39%	0.16%
		↑		▼					▼						

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」

人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口

資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

② 障がい別の身体障害者手帳の所有率

障がい別の身体障害者手帳の所有率をみると、本市は県全体と比較して、18～39歳の聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由、39歳以下の内部障がいの割合が県平均より高くなっています。

逆に、肢体不自由は40歳以上、内部障がいでは65歳以上では、県平均より低くなっています。

	視覚障がい					聴覚・平衡機能障がい					音声・言語・そしゃく機能障がい				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.01%	0.04%	0.12%	0.46%	0.18%	0.05%	0.08%	0.11%	0.56%	0.22%	0.00%	0.01%	0.03%	0.10%	0.04%
白井市	0.00%	0.05%	0.10%	0.39%	0.16%	0.04%	0.14%	0.11%	0.54%	0.22%	0.00%	0.01%	0.01%	0.08%	0.03%
				▼			↑								

	肢体不自由					内部障がい				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.23%	0.32%	0.92%	3.20%	1.31%	0.08%	0.16%	0.63%	2.91%	1.06%
白井市	0.23%	0.43%	0.87%	2.89%	1.24%	0.13%	0.31%	0.62%	2.62%	1.04%
		↑	▼	▼	▼	↑	↑		▼	

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」

人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口

資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

③ 療育手帳の所有率

療育手帳の所持率については、本市は県全体と比較して、18歳未満の軽度、中度の方の療育手帳の所持率が高く、18歳未満の重度と18歳以上は所持率が低くなっています。

	18歳未満				18歳以上				合 計			
	軽 度	中 度	重 度	計	軽 度	中 度	重 度	計	軽 度	中 度	重 度	計
千葉県	0.74%	0.31%	0.43%	1.48%	0.23%	0.18%	0.27%	0.67%	0.30%	0.20%	0.29%	0.80%
白井市	0.81%	0.37%	0.35%	1.52%	0.20%	0.15%	0.24%	0.59%	0.31%	0.19%	0.26%	0.75%
	↑	↑	▼					▼				

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」

人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口

資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

④ 精神障害者保健福祉手帳の所有率

精神障害者保健福祉手帳の所持率については、本市は県全体と比較して低く、特に2級、3級、合計で所持率が低くなっています。

また、自立支援医療費(精神通院医療) 受給者数の受給者の比率も、県平均より低くなっています。

	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療
	1 級	2 級	3 級	合計	
千葉県	0.12%	0.63%	0.34%	1.10%	1.78%
白井市	0.09%	0.55%	0.26%	0.90%	1.63%
		▼	▼	▼	▼

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」

人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口

資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

2 現計画の評価

現計画の評価は、各事業等における実施事項に対して担当課等が自己評価を行い、施策の方向ごとに平均点を算出しました。

自己評価の配点は、満点が3点で、以下の4段階となっており、各事業単位で評価を行い、その上で「施策の方向」単位で平均点を求め、その結果を A、B、C、D の4段階で評価しました。

表 自己評価の配点表（満点：3点）

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点	△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点
○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点	×実績や成果が全くなかった：0点

表 自己評価平均点の評価基準

A：平均点が2点以上	C：平均点が1.0～1.5点未満
B：平均点が1.5～2点未満	D：平均点が1.0未満

その結果、合計で10項目の施策の方向の中で、A評価が6項目、B評価が4項目となっています。

表 現計画の評価結果（総括表）

*評価は、令和3～6年度の実績に基づき評価を実施しています。

基本 目標	施策の方向	施策	評価点					評 価
			R3	R4	R5	R6	平均	
1 地域での自立生活への支援の推進	(1)相談体制・情報提供の充実	①相談体制の充実 ②情報提供の充実	1.82	1.93	1.80	1.80	1.82	B
	(2)権利擁護体制の充実	①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の促進 ③選挙における配慮の実施 ④障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進	2.13	2.19	2.19	2.13	2.13	A
	(3)福祉サービスの充実と支援施設の整備	①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実	1.94	1.88	1.88	2.17	1.94	B
	(4)保健・医療サービスの充実	①早期発見・療育の体制の充実 ②保健サービスの充実 ③医療につなげる支援の充実	1.86	1.83	1.93	1.83	1.86	B
2 社会参加の支援・促進	(1)障がい児の保育・教育の充実	①早期療育・保育の充実 ②学校教育（特別支援教育）の推進 ③インクルーシブ教育システムの推進 ④放課後対策の充実	2.41	2.36	2.45	2.45	2.41	A
	(2)就労の支援・促進	①一般就労の促進 ②福祉的就労の促進	2.13	2.11	2.14	2.14	2.13	A
	(3)各種活動の支援・促進	①外出、コミュニケーション支援施策の推進 ②スポーツ・文化芸術活動等の促進 ③当事者団体等の育成・支援	1.64	1.85	1.49	1.77	1.64	B
3 まちづくりの推進 快適で人にやさしい	(1)福祉活動の促進	①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進	2.20	2.20	2.37	2.35	2.20	A
	(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	①外出環境の整備（福祉のまちづくり） ②住宅バリアフリーの促進	2.00	1.86	2.14	2.14	2.00	A
	(3)防災・防犯等対策の推進	①防災・防犯等対策の推進 ②消費生活相談の実施	1.77	1.71	1.71	1.92	1.77	B
平均点			1.99	1.99	2.01	2.07	1.99	B

3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点

(1) アンケート調査の概要

本市では、令和8(2026)年度を初年度とする次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、住民の生活での様子や考え方を把握し、計画策定や施策の推進に役立てるため、アンケートを実施しました。

表 市民アンケート調査の実施概要

区分	①身体障がい	②知的障がい	③精神障がい	④障がい児	⑤一般市民	⑥中学生
サンプル数 (票)	1,097	223	402	278	500	654
有効回収数 (票)	紙 503 Web 65	紙 76 Web 26	紙 125 Web 51	紙 78 Web 62	紙 143 Web 65	538
有効回収率 (%)	51.8%	45.7%	43.8%	50.4%	41.6%	82.3%
調査方法	郵送配布・回収（回収はweb回収を併用）					学校配布 Web回収
アンケート回収期間	令和6年12月23日(月)～令和7年1月17日(金)					令和7年 2月

(2) ヒアリング調査の概要

次期障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況や意見等について、アンケート調査では取得しにくい情報を収集するため、市内の障害福祉サービス事業所・障がい者関係団体等へのヒアリング調査を実施しました。

① 実施方法

ヒアリングシートを事前に各団体・事業所等に送付し、記入を依頼しました。対面聞き取り(ヒアリング)については、各団体・事業所等の希望に基づき実施しています。

なお、調査票には、本調査実施直前に市で実施した「地域福祉計画策定のためのヒアリング調査」により意見をいただき、その内容で良い場合には、本調査票の回答はしなくても良い仕様にしたことで、団体や事業所の負担軽減を図っています。

②対象団体

障がい者関係団体ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内で活動している障がい者関係団体に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した団体を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和 7 年 3 月 19 日から 7 月 23 日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	15 団体
回収数	12 団体
回収率	80.0%

障がい者関係事業所ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内の障がい者関係事業所に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した事業所を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和 7 年 3 月 19 日から 4 月 11 日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	42 事業所
回収数	22 事業所
回収率	52.4%

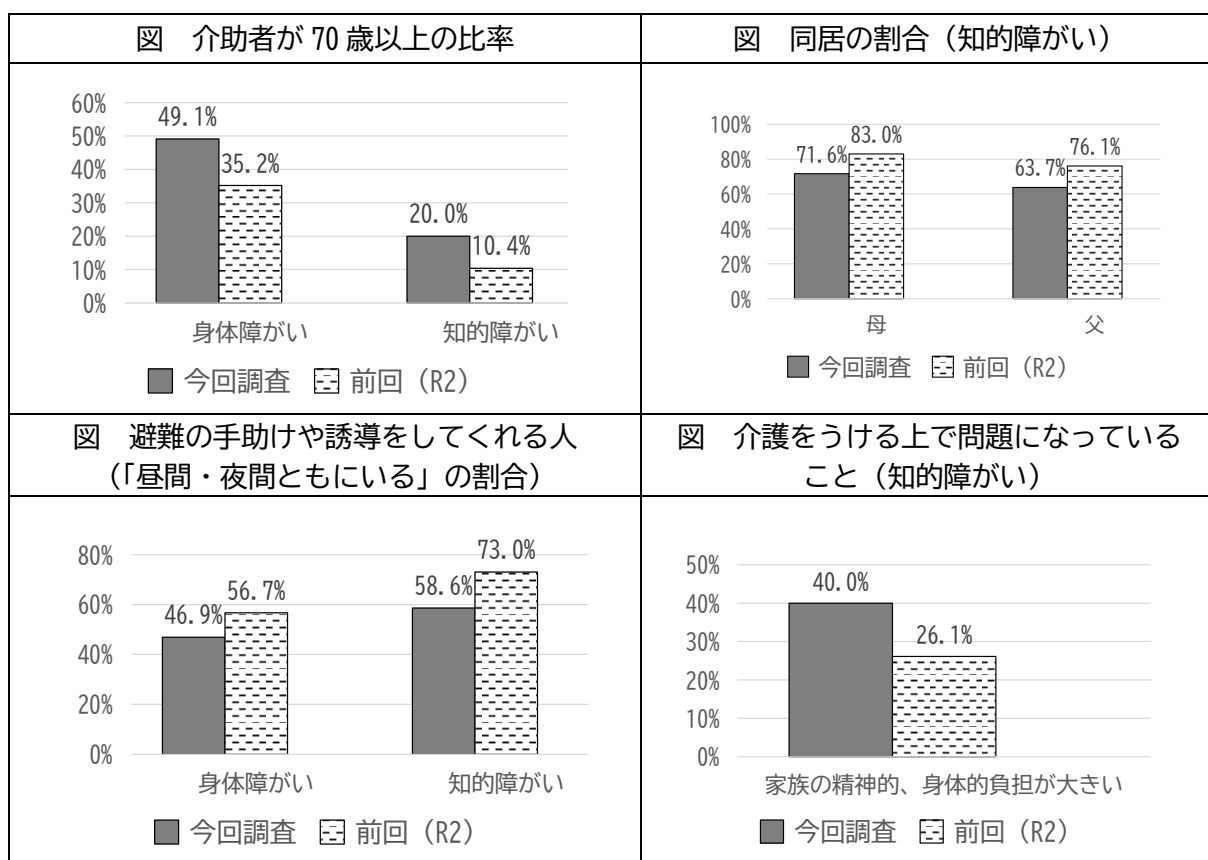
(3) アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ

アンケート、ヒアリング結果から、特に今回の調査の中で顕著となった内容を中心に、5項目にまとめました。

その1 介助する人の高齢化が進むことに対応した施策が必要です。

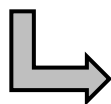
アンケート結果をみると、介助する人の高齢化が進んでおり、特に身体、知的障がいの人を介助する人で顕著な傾向となっています。特に知的障がいの人は、母や父と同居する人の割合が減っていることもあり、例えば災害時に身近に避難や誘導が出来る人の割合が低下しています。

また、介助を行う家族の負担も大きくなっており、負担軽減が必要です。



（必要な施策）

- ・ 介助を行う家族等の高齢化が進んでも、障がいのある人が安心して住み続けられるような支援が必要です。
- ・ ひとり暮らし等、その人の希望に応じた住まい方ができるようにすることが必要です。



基本方針 2 3 各種活動への支援・促進に
「家族等の支援」の要素を加えた上で反映

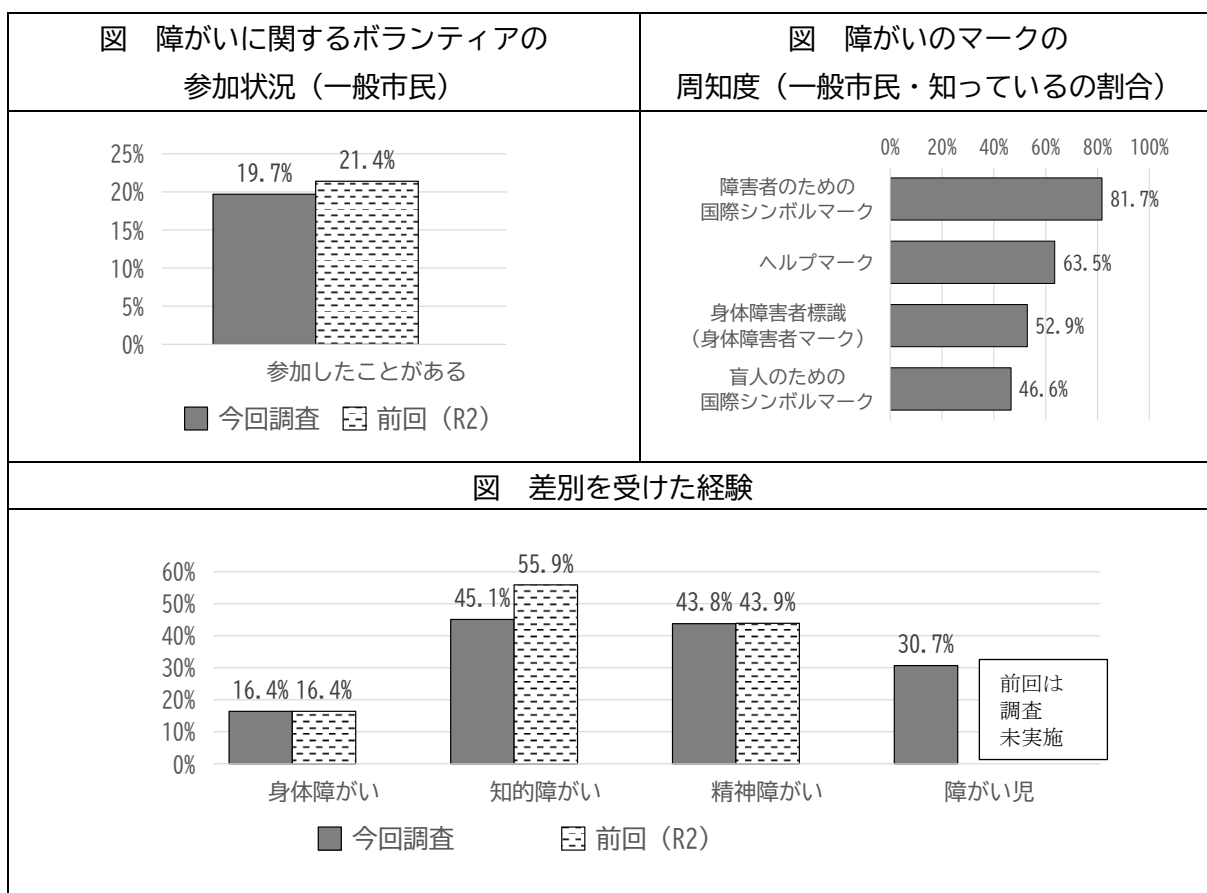
その2 障がいのない人が、障がい者のことをもっと知る環境をつくる必要があります。

アンケート結果をみると、一般市民や中学生は障がい者との交流等は比較的積極的に行う傾向にあり、20～60歳代までの市民は半数以上、70代以上でも3割近い人が一緒に活動した経験があると回答しており、本市の特徴となっています。

それでも、障がい者の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。

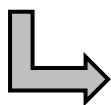
また、障がい者を支援する団体や人に対しての理解も進める必要があります。

アンケート結果をみると、差別を受けたと回答する障がい者は、特に知的障がい、精神障がいが高くなっています。



（必要な施策）

- ・障がいのない人が、障がいなどについて学ぶ場が必要です。
- ・障がいのある人とない人が、交流する場が必要です。
- ・障がい者への差別がない社会の実現に向けた取組が必要です。



基本方針 1 3 権利擁護体制の充実
基本方針 3 1 福祉活動の推進

その3 不足する障害福祉サービスの充実が必要です。

不足するサービスとしては、同行援護、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームに加え、ヘルパーの不足が指摘されており、入浴介助や身体介護をする人が不足する結果になっています。

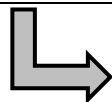
障がい児に対する相談支援事業所が不足しています。

障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (要望等が多いサービス、重要なサービス、利用が増えるサービス)
・児童発達支援、放課後等デイサービス ・グループホーム ・外出支援(免許の返納による) ・利用時間の延長や宿泊の希望が多くあるが、事業所単体での対応が難しい
障がい者関係事業所ヒアリング調査 (ニーズは高いが、供給不足のサービスとその理由)
・移動支援、行動支援、ショートステイ、グループホーム、同行援護については供給不足。 ・介護者の人材不足が課題。ヘルパーが減少しており、職員への負担や確保が難しい ・特に入浴介助や排泄介助等、身体的な介助を必要とするケアに対応できるヘルパーの減少 ・放課後等デイサービスは、必要な日数分を利用できない、子どもに必要なタイミングで利用を始めることや支援内容にそった事業所を選びにくい ・障がい児に関する相談支援事業所の不足 など



(必要な施策)

- ・国や県と連携しつつ、障害福祉サービスの人材確保を図ることが必要です。
- ・関係機関と連携しつつ、障害福祉サービスの報酬が適正に改正されるように国に働きかけることが必要です。



基本方針1 5福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)

その4 障害福祉サービスとその他のサービスとの連携が必要です。

障害福祉サービスでは対応できない、家事援助などの周辺のサービスの提供体制の充実が必要です。

介護保険のサービスと障害福祉サービスとの連携や、障害者手帳所持者に対する介護保険サービスに関する情報提供が必要です。

引きこもりの方への支援や、契約や金銭管理等の支援が必要です。

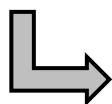
相談支援事業所とのさらなる連携が必要です。また、多職種連携を進めることが必要です。

障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (地域生活について)
・福祉サービスではまかない切れない、隙間のサービスが課題。 ・いわゆる「引きこもり」の人への支援が必要。 ・障がい者が高齢者になった際、デイサービス等が受け入れてもらえず、受け入れ先確保が大変 など
障がい者関係事業所ヒアリング調査
・同居家族がいると家事援助ができない場合があるので、家事で困っていることで、内容により制度外となるものがあれば、自費サービスで対応するしかない。 ・相談支援事業所との連携が難しい。担当がその都度変わっている事が多く、情報共有ができていない。 ・相談支援専門員やケアマネと、あるいは医療関係者とも連携が十分に取れていない。 ・事業者間の交流をすすめるとともに、顔の見える関係性づくり。 など



(必要な施策)

- ・障害福祉サービスでは対応できないが、需要のあるサービスについて供給体制を充実していくことが必要です。
- ・障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報提供や、安心してサービスを受けることが出来ることが必要です。
- ・相談支援事業所と事業者間や、事業者同士の連携の強化が必要です。
- ・契約や金銭管理等に関する支援が必要です。



基本方針 1	2 情報提供手段の充実（新設） 5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保（新設） 6 保健・医療サービスの充実
--------	--

その5 わかりやすい情報提供が必要です。

情報提供については、障がいの種別や年齢により、「市のお知らせ」「スマートフォンでの情報提供」など、情報提供を求める媒体が異なるため、複数の媒体での情報提供が必要です。

制度に関する情報がわかりにくい等の問題があるため、わかりやすい情報提供が必要です。また、基幹相談支援センターの周知に引き続き努める必要があります。

図 市の情報の入手先（上位2つ）

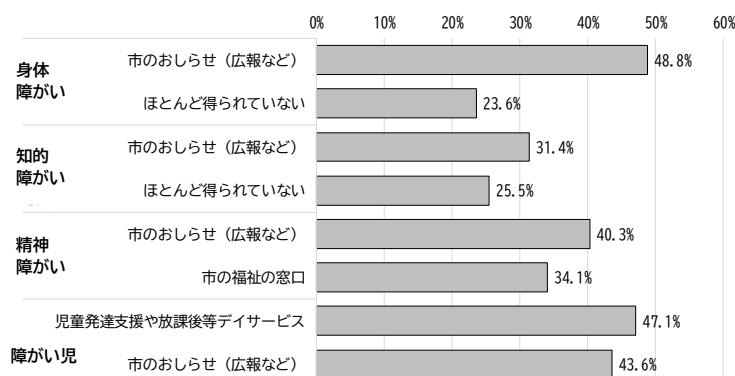


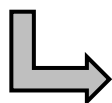
図 希望する情報媒体（最も多い回答）

障がいの種別	希望する媒体	割合	「スマートフォンで見ることが出来る媒体での提供」の割合が最も高い年代
身体障がい	広報紙等による情報提供	51.8%	30代以下～50代
知的障がい	広報紙等による情報提供	33.3%	該当なし
精神障がい	広報紙等による情報提供	43.8%	20代以下～40代
障がい児	スマートフォンで見ることが出来る媒体での提供	66.4%	



（予想される課題）

- ・年齢が若い障がい者向けに、市の情報をスマホ対応でわかりやすく情報提供をしていく必要があります。
- ・障がい者が求める形で、情報をわかりやすく提供する必要があります。



基本方針1 2 情報提供手段の充実（新設）

4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題

課題について、障がい別、年齢別の視点からみた特徴的な課題を整理しました。
内容は、「(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ」と重複するものも多いですが、障がい種別、年齢別でみた場合、特徴的な課題を重点的に抽出しています。

(1) 身体障がい

主に対応する施策 (P26～)

視覚障がいのある人のニーズにあった形態で情報が提供されていません。

視覚障がいのある人のニーズの把握や交流が必要です。

音訳への潜在的なニーズの把握も大切となっています。

聴覚障がいのある人に向けて、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮が必要です。

1-2 情報提供手段の充実 (新設)
1-4 交流や理解・意見交換が行える地域づくり (新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)

肢体不自由の方には点字ブロックが段差となってしまうことがあります。

3-2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2) 知的障がい

当事者及び親の高齢化が進んでおり、将来的には当事者が一人で暮らしていくことの出来る仕組みが必要です。ただ、現状ではグループホームの数が少ないのが課題です。

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)
2-3 各種活動の支援・

知的障がいのある人の働く場が減少しているため、働く場の確保が課題となっています。

2-2 就労の支援・促進

スポーツをしたいが、スポーツをする環境がない人が多くなっています。

2-4 文化・芸術・スポーツの振興 (新設)

差別等を受けた経験がある人が、前回調査よりは減少傾向になっているものの、全体の約半数となっており、改善をしていくことが課題です。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

(3) 精神障がい

主に対応する施策 (P26~)

地域で安心して暮らすために、賃貸住宅を安心して借りられるようにすることが必要です。

3-2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

職場で仕事を続けていくために、職場の人たちの障がいへの理解が求められています。

精神障がいのある人を対象に、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みが必要です。

2-2 就労の支援・促進

差別等を受けた経験がある人が、全体の4割となっており、偏見の解消等が課題です。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

精神障がいの人や家族は、世間から孤立して、家族だけで問題を抱えている人が多くいます。また、精神障がいのある人がふらっといける場所があると良いです。

1-4 交流や理解・意見交換が行える地域づくり (新設)

精神障がいのある人は、身近な医療機関が市内に少なく、市外に通院するので、核となるものがない。また、発達障がいのある人も専門病院にかかるまで時間がかかります。

精神障がいのある人の支援には、年齢やライフスタイルなどの個人の特性と、制度や福祉サービスなどの環境要因の相互作用を踏まえた支援が必要です。

入院していた精神障がいのある人は、入院中は精神保健福祉士が対応しますが、退院すると、外来部門の看護師が担当になってしまうため、生活相談的な相談がしにくくなります。

1-1 相談体制の充実 (新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)

(4) 障がい児

主に対応する施策 (P26~)

保護者が就労する上での課題としては、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が難しく、仕事と療育の両立が困難であるという意見が多くあります。

児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが、需要に対して不足しています。

放課後等デイサービスでは、子どもに必要なタイミングでの利用開始や支援内容にそって事業所を選びにくい現状があります。

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)
2-1 障がい児の保育・教育の充実

保護者の悩みの相談場所としては、家族・親族の次に「通所している療育施設」となっており、療育施設において適切に相談に対応していくことが求められています。

支援級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、内服薬の相談、発達の悩み事などの相談への対応が課題です。

障がい児向けの相談支援事業所が不足しています。

1-1 相談体制の充実
(新設)
2-1 障がい児の保育・教育の充実

差別等を受けた経験がある人が、全体の3割となっており、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した方が多くなっています。

1-3 権利擁護体制の充実

特別支援学校等に通う子どもの保護者同士での交流の場が少ないのが課題です。

重度の障がい児で、医療的ケアが必要な場合、引きこもりになりがちのため、活動の場の提供が必要です。

発達障がいのある子どもと、そうでない子どもとの交流機会の確保が必要です。

1-4 交流や理解・意見交換が行える地域づくり
(新設)
3-1 福祉活動の促進

(5) 一般市民

主に対応する施策 (P26～)

障がいや障がい者について知る機会が少ないので、市が障がいの理解に関する講座等を開催することが必要です。

1-4 交流や理解・意見
交換が行える地域づく
り (新設)
3-1 福祉活動の促進

(6) 介護保険が優先になる年齢になった障がい者

主に対応する施策

障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報を提供することが必要です。

1-2 情報提供手段の
充実 (新設)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害者計画2016-2025では計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第6次総合計画の基本理念では、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想とし、将来像は「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」となっています。

以上のことを考慮し、障害者基本法の理念を基にしながら共生(ともに生きる)し、ともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像(キャッチフレーズ)を基本的には引き継ぐも、目標像に、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という意味を加えるため、目標像に「ともに参加して、活躍できる」という文言を加え

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり**

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本方針

目標像を達成するため、以下の3つの基本方針を設定します。

《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進

全ての障がい者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努めます。また、障がいのある人となない人が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制の充実

令和7年4月に新設された基幹相談支援センターをはじめとして、相談体制の充実を図ります。また、障がいとそれ以外の複合的な相談に対しても、積極的に対応します。

(2) 情報提供手段の充実

障がいのある人や家族等が求める情報提供手段に基づき、よりわかりやすい形での情報提供に努めます。

(3) 権利擁護体制の充実

障がいのある人が、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れるよう、権利の擁護に努めます。

(4) 交流や理解、意見交換が行える地域づくり

障がいの有無・年齢・性別・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

(5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保

障害福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどにかかる人材の確保を図ります。

(6) 保健・医療サービスの充実

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえて個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本方針２》社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進します。

あわせて、障がいのある人の家族などの方への支援を充実します。

（１）障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもが、地域の中で障がいのない子どもたちとともに暮らしながら、自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実に努めます。

（２）就労の支援・促進

就労支援や就労後の定着支援に加え、障がいのある人を雇用している事業者に対して情報提供等に努めます。

（３）各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、障がいのない人と一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族の方などへの支援を充実します。

（４）文化・芸術・スポーツの振興

障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校を卒業してしまうと参加の機会が少ないスポーツ活動についても、障がいのある人が気軽に参加できるようにします。

《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(1)福祉活動の促進

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいや障がいのある人についての正しい情報を提供するなどの広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、すべての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

(3)防災・防犯対策の推進

市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できるよう体制の充実を図ります。また、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、防犯体制の整備を進めます。

3 計画の体系

目標像

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

基本方針	施策の方向
1 地域での自立生活への支援の推進	(1) <u>相談体制の充実</u> ①相談支援の充実 ②重層的な相談支援体制の充実 ③ピアサポートの活用 (2) <u>情報提供手段の充実</u> ①情報格差の解消 ②わかりやすい情報の発信 ③DX*への対応 (3) <u>権利擁護体制の充実</u> ①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の推進 ③障がい者虐待防止・差別解消の推進 (4) <u>交流や理解、意見交換が行える地域づくり</u> ①交流事業の推進 ②当事者団体の育成支援 (5) <u>福祉サービスの充実と福祉人材の確保</u> ①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実 ③福祉人材の確保 (6) <u>保健・医療サービスの充実</u> ① 早期発見、療育体制の充実 ②保健サービスの充実 ③ 医療につなげる支援の充実
2 社会参加の支援・促進	(1) <u>障がい児の保育・教育の充実</u> ①早期療育・保育の充実 ②学校教育(特別支援教育)の充実 ③インクルーシブシステムの推進(交流学級、障がい理解の教育) (2) <u>就労の支援・促進</u> ①一般就労の推進 ②福祉的就労の推進(優先調達など) (3) <u>各種活動の支援・促進</u> ①移動手段の確保 ②家族支援 (4) <u>文化・芸術・スポーツの振興</u> ①スポーツ・文化・芸術活動への支援促進
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(1) <u>福祉活動の促進</u> ①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進 (2) <u>バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</u> ①外出環境の整備 ②住宅バリアフリーの推進 (3) <u>防災・防犯対策の推進</u> ①防災・防犯対策

*デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) デジタル技術 (AI、IoT、ビッグデータなど) を活用して、従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革するものです。

*施策の方向の内容がわかりやすいよう、1つ下の項目まで入れて 있습니다。―は新設・改訂。

4 重点施策

(1) 白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実

令和7年4月に開所した、白井市基幹相談支援センターは、地域の障がい福祉の総合的・専門的な相談窓口として機能しています。

本施設では、障がい者本人に限らず、支援者や支援機関から、障がいに関する事項だけでなく、障がいのある人を支援する家族に関する事など、多様な相談を受け付けています。

【主な重点施策】

- 白井市基幹相談支援センターの周知と機能の充実を図ります。

(2) 交流や理解、意見交換のための活動の支援

障がいの有無・年齢・性別・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することでお互いを良く知ることが大切です。そのため、現在でも多くの交流活動が行われていますが、より多くの人に参加できる取り組み等を進めます。

【主な重点施策】

調整中

(3) 障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、日中活動の場や居住(住まい)の場等の整備を進めるとともに、障がい理解への啓発を推進します。

あわせて、障がいのある人が災害時にも必要な支援を受けることが出来るよう、引き続き仕組みづくりを行います。

【主な重点施策】

調整中

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1 地域での自立生活への支援の推進

（1）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人からのさまざまな相談（一般相談）については、本市では、令和7年に基幹相談支援センターが開設され、多様な相談に対応しています。引き続きの周知と機能の充実が必要です。

主に関連する施策

施策番号3
「基幹相談支援センター」の周知

また、障がいに限らず、複雑化した課題に対応できるような相談体制を充実していく必要があります。

施策番号8
重層的な相談体制の充実

計画相談支援等に関する相談員が不足しており、必要ときに必要な計画策定が難しい場合が生じています。そのため、相談支援専門員の育成を図ることが必要です。

施策番号7
相談支援専門員の育成

多様な相談体制を考えていく中で、同じような境遇や課題のある人同士が情報交換したり、アドバイスを行うことで、支え合うことも重要なため、今後充実を図ることが必要です。

施策番号9
ピアサポートの活用

【施策の方向】

基幹相談支援センターの周知を引き続き図るとともに、相談支援専門員の育成を図ることで、障がいのある人が、障がい以外の内容を含んだ複雑化した内容でも、安心して相談ができる体制をつくれます。

《主な取り組み》

① 相談支援の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
1	福祉相談の充実	市民等からの相談に対して、制度等の情報提供や専門の相談窓口の案内等を行うとともに、必要に応じて関係各課、関係機関と連携した支援を行います。 また、様々な事情により、経済的に困窮し、生活や仕事等に関する相談に専門の相談員が自立に向けた相談支援を行います。	社会福祉課	修正
2	一般相談の実施、身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置	2か所の委託相談事業所の設置及び身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱等により、障がいのある人や家族等からの様々な種類の相談に対応していきます。	障害福祉課	修正
3	「基幹相談支援センター」の周知および機能の充実	基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行います。休日や夜間の緊急時等のため、24時間相談に対応できる体制を整備します。 基幹相談支援センター設置後の、機能の充実について、調査・研究を進めます。	障害福祉課	修正
4	計画相談支援体制の充実	利用者が障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援を適切に利用できるよう、計画相談（指定特定・指定障害児相談支援）事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。 サービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。	障害福祉課	修正
5	「こころの健康相談」の実施	精神科医師や精神保健福祉士による、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課	継続
6	発達障がい相談体制の整備等	発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターC A S（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。	障害福祉課	継続

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
7	相談支援専門員の育成	サービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。	障害福祉課	修正

②重層的な相談支援体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
8	地域における相談支援体制の強化の取り組み	基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制を強化できるよう、相談支援事業所のバックアップや、障害福祉サービス事業所同士の連携強化、地域とのネットワーク強化に取り組みます。	障害福祉課	新規

③ピアサポートの活用

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
9	障がい当事者同士の交流・相談の場の確保	身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱等により、障がいのある人や家族等からの相談に対応していきます。 障がいのある人同士が交流できる場を確保し、社会参加や問題の解決等を支援するための、ピアサポート活動を促進します。	障害福祉課	新規

(2) 情報提供手段の充実

主に関連する施策

【現状と課題】

情報提供に関しては、アンケートやヒアリング等から、現在の情報提供体制が不十分であるとの指摘が多くありました。

そのため、多様な障がいのある人の特性に応じた提供手法を活用して、情報をわかりやすく提供することが必要です。

施策番号 12
視覚障がい者に配慮した情報提供の充実
など

また、障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、介護保険サービスがわかりづらいという意見もあったため、必要な情報を提供することが必要です。

施策番号 16
給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信
など

【施策の方向】

現状の情報提供体制では不十分な場合が多いため、障がいのある人や家族等が求める情報提供手段に基づき、よりわかりやすい形での情報提供に努めます。

《主な取り組み》

① 情報格差の解消

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
10	ICT（情報コミュニケーション）機器活用の促進	障害者地域活動支援センターで身体・知的・精神障がいの人を対象に（実施しているパソコン）講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	障害福祉課	修正
11	情報バリアフリーの促進	情報コミュニケーション技術の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバインド）の縮小を図ります。	障害福祉課	修正
12	視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援する。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。	秘書課	修正
13	図書館での障がい者サービス	視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民に対し、必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	文化センター（図書館係）	修正
14	高次脳機能障がい者への支援	県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	障害福祉課	継続

② わかりやすい情報の発信

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
15	ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	市ホームページについて、導入している閲覧者支援ツール（文字の大小・色の変更）に頼るだけではなく、職員がアクセシビリティチェックツールを活用し、視覚（色覚）障がい者をはじめ、誰もが閲覧しやすいホームページ作成に努める。	秘書課	修正
16	給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信	障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報紙・市ホームページ・個別通知・窓口配布（保健福祉ガイドブックやパンフレット類）・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信します。	障害福祉課	修正

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
17	家族への支援	障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいや障がい者への理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。	障害福祉課	新規
18	子どもの家族への支援	ペアレント・プログラムを開催し、子どもへの関わり方や考え方を学ぶことで、育児負担の軽減を図ります。	障害福祉課	継続
新	障がい理解の推進	職員および教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の参加の機会を設け、その充実を図ります。 市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規

③DX への対応

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
19	オンライン予約システムの活用	こころの健康相談について、空き状況の確認や予約に、LINEを活用します。	障害福祉課	新規
新	情報共有システムの活用	バイタルリンクを活用し、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童の支援者同士の情報共有を推進します。	障害福祉課	新規

(3) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

アンケート結果によれば、差別等を受けた経験がある人が、知的障がいのある人では約半分、精神障がいのある人では約4割、障がい児では全体の3割となっており、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した方が多くなっています。

そのため、障がいのある人の差別解消が重要な課題となっています。

精神障がいを除くと、前回調査と比較して割合は低下していますが、障がいのある人にとって権利が尊重されていない場面が多くあります。

主に関連する施策

施策番号 26
障害者に対する差別解消の推進
など

【施策の方向】

現状では障がいのある人の権利が十分に確保されていないため、権利擁護体制の充実を図るとともに、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れるよう努めます。

また、障がいのある人がまちづくりに積極的に参加できるよう、環境整備を図ります。

《主な取り組み》

① 権利擁護施策の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
20	「成年後見制度」の普及	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。	障害福祉課	継続
21	日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業及び成年後見事業を推進します	社会福祉協議会	継続
22	福祉サービスの利用に係る苦情等への対応	市が提供する福祉サービスについての利用者からの苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の移行を的確に把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、当事者の訴えをよく聞き、事実確認を行った上で、必要に応じて、千葉県運営適正化委員会等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。	障害福祉課	修正

②当事者参画の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
23	まちづくりへの参画の促進	障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	障害福祉課	継続
24	投票しやすい環境の整備と投票の秘密への配慮	期日前投票所及び各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続

③障がい者虐待防止・差別解消の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
25	障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、障害者虐待防止センターを設置し、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	障害福祉課	継続
26	障害者に対する差別解消の推進	障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続

(4) 交流や理解、意見交換が行える地域づくり

【現状と課題】

主に関連する施策

障がい児では、特別支援学校等に通う子どもの保護者同士での交流の場が少ないことが課題です。

施策番号 29
子育て親子のたまり場事業

アンケート結果をみると、一般市民や中学生は障がい児者との交流等は比較的積極的に行う傾向はあるものの、障がい者の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。そのため、障がいに関する周知が必要です。

また、障がい児者を支援する団体や人に対しての理解も進める必要があります。

施策番号 28
障がい理解の推進など

【施策の方向】

障がいの有無・年齢・性別・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

《主な取り組み》

① 交流事業の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
27	障がい理解の推進	市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規
28	子育て親子のたまり場事業	子育て親子が気軽に集い交流を図れるようにするため、児童館での活動の場を充実します。 本事業は、子育て中の親子が気軽に集い交流できる居場所を提供し、家庭教育の支援と地域コミュニティの強化を図る目的であり、児童館の機能を充実させ、育児情報の提供・交流機会の確保・安心して利用できる場づくりを推進します。とくに、障がいがある子どもがいる保護者が家庭に引きこもりがちになる現状を踏まえ、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できる環境づくりを推進します。	子育て支援課	新規
29	地域交流イベントの推進	白井市障害者支援センターにて指定管理者が開催する地域交流イベントの周知。	障害福祉課	新規
30	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	障害福祉課	継続
31	支援者同士の交流・意見交換の場づくり	①幼稚園・保育園・こども園の職員と、児童発達支援事業所の職員との意見交換会を開催し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。 ②障害児通所事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）の職員が交流する機会を提供し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。	障害福祉課	新規

②当事者団体の育成支援

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
32	障がい児者団体の育成・支援	障害者地域活動支援センター、地域福祉センターを中心として、障がい児者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	障害福祉課	修正
33	団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	障害福祉課	継続

主に関連する施策

(5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保

【現状と課題】

視覚障がいのある人の多様なニーズへの対応や音訳への潜在的なニーズの把握も大切となっています。

施策番号 12
視覚障がい者に配慮した情報提供の充実(再掲)

聴覚障がいのある人に向けて、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮が必要です。

施策番号 11
情報バリアフリーの促進(再掲)

知的障がいのある人は、当事者及び親の高齢化が進んでおり、将来的には当事者が一人で暮らしていくことの出来る仕組みが必要です。グループホームの数が少ないのが現状です。

施策番号 37
地域生活支援拠点等の活用

精神障がいの人や家族は、世間から孤立して、家族だけで問題を抱えている人が多くいます。また、精神障がいのある人がふらっといける場所があると良いと考えられます。

施策番号 37
地域生活支援拠点等の活用

障がい児では、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが、需要に対して不足しています。また、子どもに必要なタイミングでの利用開始や支援内容にそって事業所を選びにくい現状です。

施策番号 34
指定障害福祉サービスの推進など

【施策の方向】

現時点で不足する障害福祉サービスの充実に努めるとともに、質の向上を支援します。
また、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどにかかる人材の確保を図ります。

《主な取り組み》

① 指定障害福祉サービス等の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
34	指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。	障害福祉課	継続
35	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実に努めます。	障害福祉課	継続
36	障害者地域活動支援センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など、センター事業の充実に努めます。	障害福祉課	継続
37	地域生活支援拠点等の活用	内容は調整中。	障害福祉課	修正
11	情報バリアフリーの促進(再掲)	情報コミュニケーション技術の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバイド）の縮小を図ります。	障害福祉課	修正
12	視覚障がい者に配慮した情報提供の充実(再掲)	音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援する。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供する。	秘書課	修正

②地域生活支援事業の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
38	地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	障害福祉課	継続
39	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課	継続
40	コミュニケーションの支援	障がいのある人の外出機会を拡大するため、意思疎通支援事業を活用して、支援員や手話通訳者等を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	修正

③福祉人材の確保

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
41	福祉人材の確保のため、協議の場の設置	内容は調整中	障害福祉課	新規

（６）保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が、疾病の予防や早期発見、早期治療を行うことで、疾病の発生予防・重度化の予防に努めることが必要です。また、各種健康診査などにより障がい等の早期発見・早期対応・療育を、障がい特性を考慮しつつ進めていくことが必要です。

主に関連する施策

施策番号 45
各種健（検）診事業の実施
など

【施策の方向】

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえ個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《主な取り組み》

① 早期発見、療育体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
42	母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	健康課	継続
43	ライフサポートファイルの活用	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。	障害福祉課	修正
44	発達に関する相談・療育の実施	心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援します。	障害福祉課	継続

② 保健サービスの充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
45	各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 保険年金課	
46	歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課 障害福祉課	継続
47	感染症発生時の支援	重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。	障害福祉課	新規

③ 医療につなげる支援の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
48	健康相談の実施	障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。また、保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理に必要な相談を行います。	健康課	調整中
49	医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、市公式LINE等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

主に関連する施策

【現状と課題】

障がい児については、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが、需要に対して不足しています。

施策番号 51
保育所等における
受入れの推進

あわせて、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が通院とのスケジュール調整が難しく、仕事と療育の両立が困難であるという意見が多くあります。

施策番号 56
保護者の就労に関する支援 など

さらに、学校では支援級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、内服薬の相談、発達の悩み事などの相談への対応が必要です。

施策番号 56
保護者の就労に関する支援 など

【施策の方向】

障がいのある子どもが、地域の中で障がいのない子どもたちとともに暮らしながら、自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実に努めます。あわせて、障がい児の保護者が安心して就労等ができる体制をつくる必要があります。

《主な取り組み》

① 早期発見、療育体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
50	ライフサポートファイルの活用〔再掲〕	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。	障害福祉課	修正
44	発達に関する相談・療育の実施(再掲)	心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援します。	障害福祉課	継続

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
51	保育所等における受入れの推進	市内保育所等における障がい児の入所受入体制の充実に向け、一人ひとりの個性や適性に合った保育を行います。 また、保護者の就労の有無に関わらず障がい児が保育・幼児教育を受けられるよう、児童発達支援事業所を併設した認定こども園を整備します。	保育課	修正

②学校教育（特別支援教育）の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
52	就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、教育支援委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	教育支援課	継続
53	通級指導の充実	言語に障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、他校に設置された通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	教育支援課 学校政策課	継続
54	個別支援学級（特別支援学級）の充実	内容は調整中	教育支援課 学校政策課	
55	教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級（特別支援学級）担任の各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	教育支援課	継続
56	保護者の就労に関する支援	特別支援学校通学児など障がいのある小中高生に放課後の活動場所を提供するため、指定放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正
4	計画相談指定障害児相談支援体制の充実(再掲)	利用者が障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援を適切に利用できるよう、計画相談指定障害児相談支援事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	修正

③インクルーシブシステムの推進（交流学級、障がい理解の教育）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
59	交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	教育支援課	継続
60	障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続
61	放課後児童クラブ（学童保育）における受入体制の整備	市内学童保育所において、障がいのある児童の受入れを行います。	保育課	継続
56	保護者の就労に関する支援（再掲）	特別支援学校通学児など障がいのある小中高生に放課後の活動場所を提供するため、指定放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正

（２）就労の支援・促進

主に関連する施策

【現状と課題】

知的障がいのある人の働く場が減少しており、働く場の確保が課題となっています。

施策番号 66
公共機関における障がい者雇用の推進 など

精神障がいのある人が働くためには、特に職場の理解があることが重要です。

施策番号 62
障がい者雇用への理解の促進 など

また、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みが必要です。また、生活リズムを確立するため、自立訓練(生活訓練)が重要です。

施策番号 64
就労・生活支援機能の整備 など

【施策の方向】

すべての障がいのある人が安心して働ける環境をつくれるよう、関係機関と連携しながら職場での理解を進めるとともに、就労支援や就労後の定着支援を充実します。また、障がいのある人を雇用している事業者に対して情報提供等に努めます。

《主な取り組み》

①一般就労の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
62	障がい者雇用への理解の促進	市地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、事業者も交えて議論することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進を図ります。	障害福祉課	新規
63	連携の推進・強化	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、事業主等の関係機関と連携することにより、横断的に相談や指導の体制を支援します。	障害福祉課 産業振興課	修正
64	就労・生活支援機能の整備	障がいのある人の就労に関する相談に、生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、市内委託相談事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携の充実を図ります。	障害福祉課	修正
65	一般就労の支援	就労支援員を設置し、一般就労に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がい者・精神障がい者を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行い、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。	障害福祉課	修正
66	公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	人事課	継続

②福祉的就労の推進（優先調達など）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
67	就労継続支援事業の利用促進	福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。	障害福祉課	修正
68	「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	障害福祉課	継続

(3) 各種活動の支援・促進

主に関連する施策

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で全ての人とともに多様な活動ができるよう、環境整備を図ることが求められています。

施策番号 69
外出支援対策の推進 など

また、活動の場所まで円滑に移動できるよう、移動手段の充実が必要となっています。

施策番号 70
気軽に利用できる地域公共交通の整備 など

【施策の方向】

障がいのある人の移動手段の確保を図るため、公共交通の充実を図ります。

また、障がいのある人が気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、障がいのない人と一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族の方などへの支援を充実します。

《主な取り組み》

① 移動手段の確保

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
69	外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続
70	気軽に利用できる地域公共交通の整備	単独での外出はできるものの、自家用車を自由に使うことができない人の外出機会を確保するため、コミュニティバス等の既存の公共交通機関や新たな移動手段をそれぞれの特性を活かして組み合わせ、気軽に利用できる地域公共交通を整備します。	都市計画課	修正

②家族支援

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
17	家族への支援(再掲)	障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいや障がい者への理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。	障害福祉課	新規
56	保護者の就労に関する支援(再掲)	特別支援学校通学児など障がいのある小中高生に放課後の活動場所を提供するため、指定放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正

(4) 文化・芸術・スポーツの振興

【現状と課題】

障がいのある人が、文化・芸術・スポーツ活動をより積極的に行えるよう、国では平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障がいのある人自身が、多様な文化・芸術・スポーツ活動を進めることが定められました。

そのため、障がいのある人が、文化・芸術・スポーツ活動を進めることができるよう、環境整備を進める必要があります。

主に関連する施策

施策番号 71
スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進 など

【施策の方向】

障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校を卒業してしまうと参加の機会が少ないスポーツ活動についても、障がいのある人が気軽に参加できるようにします。

《主な取り組み》

① スポーツ・文化・芸術活動への支援促進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
71	スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、指導者の育成、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談など障がいのある人の社会参加・利用促進を図ります。	障害福祉課 生涯学習課	継続
72	「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の推進	市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	障害福祉課	継続

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人が、円滑な社会生活を過ごすために、障がいのない人が、障がいのことなどについて知ったり学んだりする場が必要です。そのことにより、「知らない」から生じるトラブル等を未然に防ぐことができるようになります。

主に関連する施策

施策番号 73
理解の啓発推進
など

【施策の方向】

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいや障がいのある人についての正しい情報を提供するなどの広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

《主な取り組み》

① 啓発活動の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
73	理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続
74	障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。	障害福祉課	継続
75	職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会、また、教育と福祉の連携の機会を設け、その充実を図ります。	人事課 障害福祉課 教育支援課	継続
60	障がい者理解の促進 〔再掲〕	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続

② ボランティア活動の促進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
76	ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
77	ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	社会福祉協議会 障害福祉課	継続
78	ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続
79	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内9地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会	継続

（２）バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

主に関連する施策

【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で活動できるようにするため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを進めていくことが必要です。

施策番号 81
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 など

また、特に精神障がいのある人が地域で安心して暮らすために、賃貸住宅を安心して借りられるようにすることが必要です。

施策番号 ●
新規施策が必要

【施策の方向】

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、すべての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

《主な取り組み》

①外出環境の整備

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
80	都市公園の環境整備	障がいのある人を含めたすべての利用者が、安全で快適に利用できる都市公園の環境整備を推進します。	都市計画課	継続
81	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	公共施設マネジメント課 教育総務課	継続
82	民間建築物における福祉的配慮の推進	千葉県福祉のまちづくり条例の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力をお願いするとともに、県が実施する施策に協力してまいります。	建築宅地課	継続
83	交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課	継続
84	路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続

②住宅バリアフリーの推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
85	住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築宅地課	継続
86	住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	障害福祉課	継続

(3) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が災害時に安全かつ速やかに避難し、避難先においても安心して生活できるよう適切な環境を確保することが求められています。

主に関連する施策

施策番号 90
避難行動要支援者
支援策の推進
など

また、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、相談窓口の充実や情報提供のための講座の開催などが求められています。

施策番号 93
仮) 犯罪被害防止
の普及
など

【施策の方向】

市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できるよう体制の充実を図ります。また、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、防犯体制の整備を進めます。

《主な取り組み》

① 防災対策

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
87	防災知識の普及	障がいのある人および支援者等の防災に関する知識の普及を図るため、市広報紙、防災講話等による啓発を行います。	危機管理課	継続
88	緊急時の体制の整備	救急キット、ヘルプカード、ヘルプマークやネット119の活用により緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	障害福祉課	修正
89	避難行動要支援者支援策の推進	避難行動要支援者名簿の整備・項目の加除を行い、避難支援等関係者と情報共有を図ります。また、要支援者の個別避難計画の策定を進めます。	危機管理課	継続
90	災害時応援協定の推進	災害発生に必要な医薬品や福祉用具等の確保、移動手段の確保について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い支援体制の整備に努めます。	危機管理課	修正
91	福祉避難所の体制整備	障がいがあり、一般の避難所では生活が困難な人が安心して避難生活を送れるよう、指定福祉避難所および協定福祉避難所における体制を整備します。	危機管理課	修正

②防犯対策

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
92	仮) 犯罪被害防止の普及	障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、なるほど行政講座「防犯・交通安全講話」を実施します。	市民活動支援課	継続
93	消費生活相談等の実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、ニーズに沿った消費者講座等を開催します。	産業振興課	継続